

第19回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成23年2月17日(木) 14:00～15:40

場 所 コンパルホール 3階 多目的ホール

出席者

【委員】

宇野 稔、島岡 成治、高瀬 圭子、大津留 祐子、伊東 龍一、廣瀬 惇子、
秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、小原 美穂、園田 敦子、川辺 正行、
中村 喜枝子、永岡 昭代、古岡 孝信、近藤 忠志、廣次 忠彦、宮邊 和弘、
日小田 良二、安部 剛祐、野尻 哲雄、永松 弘基、井手口 良一、徳丸 修、
泥谷 郁、神矢 壽久、小出 祐二、足立 稔、村田 英明
の各委員(計29名)

【事務局】

企画部次長 右田 芳明、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、
同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、
同主査 阿部 美剛 (計8名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、
人事課主査 伊地知 央、広聴広報課主任 小野 貴史、
市民協働推進課主幹 安東 孝浩、
議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、
(統括者・副統括者除く 計5名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 牧 俊孝、同主任 島谷 幸恵(計3名)

【傍聴者】

なし

次 第

1.開 会

2.委員長あいさつ

3.議 事

(1)市民意見公募手続の意見に係る考え方について

(2)その他

< 第19回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

定刻になりましたので、ただ今から、第19回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。

検討委員の皆様には、今回の日程変更の際には大変ご迷惑をおかけいたしました。お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日は、市民意見に対する部会ごとのご検討を終え、ご意見を持ち寄っていただいたところでもあります。本日の会議では特に市民意見公募手続、いわゆるパブリックコメントでいただきましたご意見につきまして、近いうちにホームページ上で回答する必要がございますので、全体会としての考え方をご確認いただきたいと思いますと考えております。

お手元に各部会でご議論いただきました結果として、項目ごとに整理させていただいた資料を用意しております。その資料を参考にご検討をいただきたいと思います。

それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。

委員長

改めまして皆様方こんにちは。

今、事務局からご紹介がございましたように、今日の最も重要なテーマは報告4でございます。報告4は「大分市市民意見公募手続実施要綱」という、条例ではございませんが条例の次に拘束力の強い要綱に基づいて、意見の公募をさせて貰った訳でございます。それに対しまして、たくさんの意見が寄せられました。その意見につきましては、必ず市民の皆様方にホームページでお答えをさせていただく、さらには然るべき課・係においてこの書類を備え置くということが義務付けられております。できましたならば、今日、そのパブリックコメントに対応する準備ができ上がり、公開できる状況に至ることを希望する次第でございます。この点を特に重要な議題として、最優先して審議いただければと思っております。

お手元には、さらに資料として、A3で報告2、報告3、A4で報告5というのがございます。これは、今日ご審議を賜って一定のご意見をまとめるという、そういう必要性に迫られたものではございません。事務局の方で存分に読みやすく整理していただいておりますので、時間があれば事務局の方からご説明をいただきますけど、時間がなければ皆様方のご自宅でお目通しをいただければと思っている次第でございます。今日のところは、ここは時間があれば説明をいただくということでございます。

さらにお手元には、A4のワンペーパーが2枚ございます。この内容につきましては、次第の「その他」というところで説明を聞かせていただく予定でございます。この部分につきましては、報告2、3、5よりも優先して今日の会議で取り扱わせていただきたいと思いますと思う次第でございます。

それでは、お手元の報告4をお出してください。A3の2枚ものでございます。この部分につきましては、事務局の方で各部会が検討しました内容を要領良くまとめていただいておりますが、この文言の裏にございます部会の雰囲気とか、エピソードとかいうものがございましたら部長さんの方から直接ご紹介をいただくことによって、より一層理解が深

	<p>まるのではないかと思われまので、この各部会の考え方につきまして、大変恐れ入りますが部会長さんの方から順次ご報告いただければと思う次第でございます。</p> <p>そこで、一番最初に「名称」ということでございます。赤で印刷しておりますが、「長すぎる。12文字以内が望ましい。」という意見に対しまして、それぞれ部会の意見がまとめられておりますので、その点につきまして上から順番に理念部会長さんの方からご発表をいただければ幸いです。先ほど申しましたように、この文言の中に盛り込まれていないようなお話がございましたら追加をしてご説明いただければ幸いです。</p> <p>では、理念部会長さんよろしく申し上げます。</p>
理念部会長	<p>理念部会でございます。報告4のペーパーでご説明したいと思います。名称については、理念部会が扱うのかどうかという問題もありますが、「今後もう少し絞り込んでいくということで、特に問題はない」と思います。まだ完全には固まっていないということです。</p>
委員長	<p>市民部会長さん申し上げます。</p>
市民部会長	<p>市民部会では、「仮称という段階であり特段問題はない」というところでございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。執行機関・議会部会は私の部会でございます。ここに書いてあるとおり、「ご意見を踏まえて一番相応しい名称の表現となるようにこれから検討する」と、まだ固まったものではないということで、今後の課題ということでまとめさせていただきました。</p> <p>では続きまして、市政運営部会長さん申し上げます。</p>
市政運営部会長	<p>市政運営部会は短く書いていますが、皆様と同じで「今後検討していけばよろしいのではないか」ということになりました。以上です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。それでは市民参加・まちづくり部会長さん申し上げます。</p>
市民参加・まちづくり部会長	<p>そこに、事務局がまとめていただいているとおりで、全員の意見を聞きました。それぞれ、違いは少しずつありましたが、そこに書いてあるように、「現在は仮称ということで、条文の検討がまだこれから少し進むということもありますので、それが定まった時点でこのことについては検討したい」と、そういう意見でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それですね、今、全部会の部会長さんからご報告いただいた訳でございますが、事務局の方で、全体のご意見を聞かせていただいた結果、事務局の調整案としてはこういうことはいかがだる</p>

<p>理念部会長</p>	<p>うかということが、ここに書かれているようなことでございます。読ませていただきます。「現段階では仮称でありますので、ご意見の趣旨を踏まえながら、適切な名称について引き続き検討してまいります。」というのが調整案でございますが、ご意見をいただければと思いましたがいかがでしょうか。</p> <p>特にご異論がなければ、これでよろしいでしょうか。（「はい。」の声あり）</p> <p>はい、それではパブリックコメントの回答としまして、事務局調整案と書かれた内容でお答えさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。</p> <p>それでは次にまいります。次は、「今までに、法や個別条例により行政運営がなされている中で、なぜ今になってこの条例が必要になったのか。今まで無くて行政運営をしてきたことに不信感を抱くことにも繋がるのではないか。」というようなご意見をいただいております。理念部会さんからお願いいたします。</p> <p>これにつきましては、「大分市として、これまで以上に市民と議会、行政が協働して市政運営に主体的に取り組んでいくには一定のルールが必要になることから、これまでの取組を明文化していく必要が出てきたことによります。」というふうに書いてありますが、これで質問されたご本人が納得するかどうか少し気になるところがあるのですが、こういうことで皆様方のご意見をお聞きしたいと思えます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。申し遅れましたが、赤で書かれている部分は全部会にご議論をお願いしたところでございまして、そうでないところは担当部会でご議論いただきたいというところでございます。</p> <p>執行機関・議会部会では、「地方分権の流れの中で、地方自治体が果たすべき役割は以前よりも増大しており、その流れは今後さらに加速するものと想定されます。そうした中で、本市の進むべき方向性を判断するための指針として、このような基本条例を制定する必要性が高まったことから、条例制定を検討することといたしました。」というのが、我が部会の結論でございます。</p> <p>これに対しまして、事務局の方で調整案を作っていただいております。読ませていただきます。「地方分権の進展により、国と地方の関係は上下主従の関係から対等協力の関係へと変わり、地域の特性にあったまちづくりが進められるようになってきました。こうした中、市民、議会、行政が一体となってまちづくりを進めるための指針として、基本条例を制定する必要性が高まったことによります。」という回答でございます。ご意見をいただければと思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>事務局調整案の中の文言の「国と地方の関係は上下主従の関係から対等協力の関係へと変わり」というようなことは、現実にはそういうことになっていない訳ですから、その文言については、私ははずした方が良いので</p>

	<p>はないかなと思います。むしろ執行機関・議会部会で協議して作った文言の方が私は正しいのではないかなと思います。</p>
委員長	<p>はい、上下主従関係の流れから対等関係に移っていったということの認識ですね、それは必ずしも共通の認識とも言えないかなということだと思いますね。委員さんがおっしゃるのは、削除ということですよ。この文言を削除して後を生かすということによろしいですかね。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>確かに、地方分権一括法でこういう文言が使われていることは事実ですが、現実にはまだそうならないから、今こういう文言を使う必要はないのではなかろうかということです。</p>
委員長	<p>はい、文言をもう一度確認いたしますと、「国と地方の関係は上下主従の関係から対等協力の関係へと変わり」というところまでを削除して、そしてその後をつなげていくということですが、この修正案につきまして何かご異論がございましたらどうぞ。</p>
委員	<p>今の修正案だと、ご指摘いただいたところを単に削除するということがあったのですが、ご提案されたのは、部会案の文言の方が実態に則して良いのではないかなということでしたので、そこを取り入れて修正案を作ってください方が私も良いのではないかなと思います。</p> <p>というのは、こういうご意見が出たのは、なぜ今になって必要になったのかということに、多分ご納得されていらっしゃるから、その変化が恐らく地方分権の流れが進んできた現在、こういうものが必要とされてきたというところの説明をしないことには我々の回答にはなりませんし、その回答にあたるのが、例えば部会案の中にあった、「地方分権の流れの中で自治体が果たすべき役割が増大しており、云々」というところなのではないかなと思いますので、そこを生かしていただければ良いのではないかなと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
委員	<p>2000年に地方分権一括法が制定されてですね、法律としてできていますから、このことはきちんと謳う必要はあるのかなと、ただ、今言ったように誤解される部分も若干あるのかなというふうに思いますから、例えば注釈書きで括弧書きをして、こういうふうに法体系は整備されていますということは、市民の皆さんに知らせた方が良いと思います。</p>
委員長	<p>はい、他にございますか。</p>
委員	<p>これは全く個人的な意見でございまして、理念部会で議論をあまり深めている訳ではないのですが、今回の条例は正否判断の規準となる条例では</p>

なくて、市民に呼びかけるような意図を持った条例だと思うんですね。そうすると、呼びかける部分がいろいろ出てくる訳なのですが、まず、私が悩んでいるのは、前文が本当に良い呼びかけになっているかどうか、これをずっと疑問に思っていて、もっと掘り下げてみたいと思っています。また、他の部会で書かれていることも、そういう意味で厳密に定義するとかいうことよりも、将来市民が自分たちの力で作り上げていくものを期待して、細かく規定しないでその方向性をしっかり出していくというような観点から、言葉を選んで条文を作った方がいいのではないかなという思いをしております、そういうことをどういう形で織り込むか、まだ全然頭の中で整理できていないのですが、やはり皆さんと一緒にそういうテーマを考えていきたいなと今思っています。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。今の委員さん方のお話から、やはり市民の皆さんに素朴な「何で作るの？」といったものに対して、「かくかくしかじかだから、作らないといけないんだよね。」ということは、明確に答えておかなければいけないということは必要かと思しますので、このところは、やはりかなりこだわっていかねばいけないと思うんです。

私が思うに、非常に単純な思いで、事務局調整案の「国と地方の関係は上下主従の関係から対等協力の関係へと変わり」というのはちょっときついなと思います。「必ずしもそうじゃないよ」という反論の声が、耳元でかなり大きな声で聞こえそうな感じもするので、「地方分権の流れの中で、地方自治体が果たすべき役割は以前よりも増大しており、その流れは今後さらに加速するもの想定されます。」ということになると、「いやそういうことはないよ」というのではなくて、「まあそうかな」ということで、そうした中でということ、今度は調整案の中の「市民、議会、行政が一体となってまちづくりを進めるための指針として、基本条例を制定する必要性が高まったことによります。」ということではいかがですか。（「異議なし。」の声あり）

良いですか、こういうことで、後はもう一度事務局と私で精査しますので、その辺の文言の調整はご一任いただけますでしょうか。大筋として、今のような折衷案で作り上げるということで、ご異論は特にないということで良いですか。（「はい。」の声あり）

はい、ではそういうことで、このところはまとめさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

次はですね、全部会に振らせていただきましたが、「憲法・民法・刑法などの形式に捉われすぎている。『法律は市民のもの』という考えにより、大分市の理想とする情景や人間模様を小説形式にまとめることで、大分市が誇れる条例となるのではないか。」という、かなり思い切ったご意見でございます。これにつきましても部会ごとにご議論いただいておりますので、理念部会長さんから順番にお願いします。

理念部会長

これは、形式について議論をすると、それこそ委員の皆さんそれぞれにお考えがありますから、非常にバラエティに富んだ案が出てくると思うの

	<p>ですが、それを圧縮して形にはめてしまって良いのかどうかというのは、先ほど私が申し上げた個人的な意見と繋がるのですが、そういうことが本当に良いことかどうかというのが気になりますので、私はこの理念部会の回答というところで収めておいた方が良いのかなというふうな想いを持っています。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。市民部会長さんお願いします。</p>
市民部会長	<p>「条例として定める上では、最低限の決まりごととして条文形式をとらざるを得ない部分がある」というのは事実でございます。書いてあるとおり「条例制定後は、逐条解説を作成するなど、より分かりやすくなるような手法を検討していく」ということでまとめさせていただきました。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。執行機関・議会部会でございます。「大分市の理想や施策の柱となる考え方等を具現化する方法は、条例に限られるものではないと思いますが、条例として定める上では最低限の決まりごとや体裁を守る必要性があるものと考えます。その中でも、より分かりやすく、市民の皆様が親しまれるような表現を取り入れることについては、引き続き検討してまいります。」と、あくまで条例ということですが、その表現の仕方というのはできるだけ分かりやすく親しみやすい形になるように努力はしないといけないと思いますということで、やはり小説形式とかそういうものは少し無理ではないかというところでございます。</p> <p>次は、市政運営部会でございます。</p>
市政運営部会長	<p>はい、市政運営部会では、言葉尻を捉えて批判する訳ではないのですが、優れた「小説」や「書」というものは、読む度に新しい意味が発見できるものだろうと思うのですが、ここではそこに書いてありますとおり「法律や条文は、何度読んでも同じ解釈になるように書かれているべきだろう」というようなことがありますので、何らかの形式に則る必要があるのではないかというのが市政運営部会の結論です。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。では、市民参加・まちづくり部会長さんお願いします。</p>
市民参加・まちづくり部会長	<p>そこに書いてあるとおりで、市民部会さんも申し上げておりましたけれども、大体似たようなことでありまして、「条文として定める以上は一定の体裁が必要」と、ただ分かりやすさということと言いますと、「逐条解説や資料等による分かりやすさを持つてくることは必要である」ということでございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、各部会にご出席ただいている事務局の方で調整案というものを作ってくださいとお願いしております。「条例として定める以上は、条文が意図する意味を正確に伝えるために、最低限の</p>

	<p>ルールとしての体裁を守る必要性はあると考えます。しかしながら、より分かりやすく、市民の皆様が親しまれるような表現を取り入れるなど引き続き検討するとともに、条例の解説を作成するなど、より市民の皆様がご理解しやすくなるような取組に努めます。」これはいかがでしょうか。特にご異論はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>はい、それでは特にご異論がないようでございますので、事務局調整案どおりということで回答させていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>次に、この4番、5番は特にどこの部会に振ったという訳ではございません。</p> <p>「団塊の世代が退職して地域に戻ったとき、地域での活躍ができる拠り所となるこのような条例が必要であると考えます。」「市民に開放された大分市になることを期待し、基本条例の制定に賛成です。」と、特に5につきましては、お答えする必要はないかと思えます。賛成ということですからコメントなしということで良いかと思えますが、「団塊の世代云々」につきましては、何かいかがでございましょうか。</p> <p>事務局としましてはご意見を参考とし、回答を引き続き検討してみようかなというところでございますけど、5についてはもうよろしいですよ。基本条例を作るということに賛成ですという訳ですから、我々は作るうとしていますから。特にコメントなしでよろしいかと思うのですが、よろしいでしょうか。(「はい。」の声あり)</p> <p>はい、では4番はいかがですか。少し答えにくいなという感じがするんですけどね。これは特にご注文というのではなくて、どうでしょうか。</p>
事務局	委員長、事務局からよろしいですか。
委員長	はいどうぞ。
事務局	この4番の意見ですが、私どもが捉えたのは、このような条例が必要であると、条文案を見ていただいた上でこのような条例が必要だろうというご意見ですので、制定に賛成という意見と同じであるということで、「ご意見を参考としながら引き続き検討を進めてまいります。」ということをもとめて回答させていただいております。
委員長	はい、すみません。拠り所を作れということではないんですね。分かりました。では特にこれは回答なしということで行きたいと思えます。 事務局にお尋ねですが、パブリックコメントについては回答なしもあり得る訳ですよ。このような。絶対何か答えなければいけないということではないんですよ。
事務局	一応何らかの回答をとということで、今申し上げました内容を回答欄に書こうかなというふうに考えているのですが。

<p>委員長</p>	<p>「ご意見を参考とし、引き続き検討を進めてまいります。」というこれが回答ですか。はい、条例を作るのは賛成だからということで、「はい、条例を作るためにこれから頑張っていきます。」というコメントですね。良いですねこれで。（「はい。」の声あり）</p> <p>はい、ありがとうございました。次に行きます。</p> <p>次は、「前文」についてです。「前文」は、6、7と2つあるんですね。</p> <p>『十六世紀の偉人に誇り』は、前文の趣旨からして相応しくないのではないかと、少し踏み込みすぎているような気がする。大分市の礎を築いたのは十六世紀だけではなく、歴史観とか違う方向の議論に発展しそうな懸念がある。」というようなご意見と、「前文の最後に、『わたしたち大分市民は、天より与えられた秩序を悟り・守ることを信条とし、家族の絆を尊重し、より深めることをよしとします。また、わたしたち大分市民は、生をさずかった地、うつくしき日本を愛し、郷土の大分を愛しています。以上の内容をもちまして以下の条例を定めます。』という文を追記してはいかがか。」と、現在ないものを追加したらどうかということでございます。それに対しまして理念部会さん、大変ご苦労されたと思いますけど、この点、部会長さんご説明いただければと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>理念部会長</p>	<p>実は「前文」につきましては、私自身まだ十分納得していない部分がありまして、もう少し市民に共感を持って受け止めていただけるようなものにしたいと思っているんですけど、今のところこういうことにしているのですが、一つには、できるだけ簡潔に短めの文章で仕上げるという考え方と、もう一つは大分であり対外的にアピールできるような逸話みたいなものが、なかなか見つからないというようなことで、結局この大友宗麟が引っ掛かってくる訳なのですが、もう少し厚みを持たせたいなと感じております。</p> <p>それで、一応「前文」につきましては、まだまだ議論をする必要があると思いますので、ここでは、保留の考え方として「今後とも、適切な表現について、検討委員会の中で議論してまいりたいと考えております。」というような形で、とりあえず収めていますが、まだまだ十分な議論ができていません。</p> <p>それから、次の意見ですが、「うつくしい日本を愛し、云々」という文章というのは、考えればいくらでも考えられる訳ですが、それをいかに市民の心に訴えるような形で、簡潔にしかも迫力がある形でしょうかということで、工夫がまだ必要だと思いますが、なかなか良い文章ができなくて、今苦しんでいるというようなことであります。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ここは、理念部会さんだけの議論ということで、理念部会さんの回答が示されております。文章化されておりますので、委員の皆様方、お読みいただきましてこれで良しとなれば、このままパブリックコメントの回答ということになります。ご意見、ご異論がございましたらお出しいただきたいと思います。</p>

副委員長	<p>理念部会の検討の考え方で良いと思います。表現等について今後とも検討委員会の中で議論していくと書いてありますので、この回答で良いかと思えます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。いかがでございましょうか。特にご異論はございませんでしょうか。なければ理念部会さんにお示しいただいた文章でご回答になるということですが、よろしいですか。（「はい。」の声あり）</p> <p>はい、ありがとうございます。それではこの部分につきましては、この文言で回答させていただきたいと思えます。</p> <p>それでは次の8番に行きます。「第2条の第5項として、『子ども』の定義を追加。年齢等の範囲を明確にする必要がある。」ということでございまして、理念部会さんと市民部会さんの方に振られております。理念部会長さんよろしくお願ひします。</p>
理念部会長	<p>子どもの年齢を含めた定義ということになりますと、簡単にはいかなく、国の法律の中でもものによっていろいろ決め方が違いますので、何歳までが子供だというような決め方というのはできないと思えますし、それが定義のところでも特に重要なことだとは考えておりません。また、各論のところでもしそういう前提についてチェックする必要があるとすれば、その部会でいろいろご議論いただいた方がよいのではないかなと思えます。特にそういう状況は出てこないと思えますけど、理念部会としては決めるつもりはないので、こういう回答を出した訳でございします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。では続きまして市民部会長さんお願ひします。</p>
市民部会長	<p>市民部会としても、子どもの範囲を限定することについては馴染まないし、「様々な場面で対象とする子どもの範囲が異なることから、この基本条例では子どもの定義をせず、その範囲は個別条例に委ねることが望ましい」ということになりましたので、こういう文言になっております。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。続きまして二つの部会にかかっておりますので、事務局の調整案でございしますが、「国の法律などにおいても、様々な場面で子どもの範囲が異なっているのが実状であることから、本市の最高規範と位置付ける本条例では定義をせず、個別具体の条例で規定することが妥当であると考えております。」ということでございします。いかがでございしますか、両部会のご意向、ご判断が生かされているかどうか、一番のポイントかと思えますが。特にご異論はございませんか。（「はい。」の声あり）</p> <p>はい、それでは事務局調整案を回答とさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは今度は、9番にまいります。第5条「市民の権利」の「第3項と第4項の順を入れ替えたらどうか。第3項と第5項が子どもに関する項</p>

<p>市民部会長</p>	<p>目であり、関連するため順連携表示した方が良い。」ということで、市民部会さんの方でご検討いただいています。市民部会長さんよろしく申し上げます。</p> <p>私どもの中で検討した結果、「第5条は、あくまで子どもも含む市民の権利を規定したものであり、その並び順は、『安心で安全かつ快適な生活』を求めていくことを大前提とし、以下必要な順に沿って『サービスの享受』、『まちづくりへの参画』、『情報共有』と位置付けたものであります。この中で特に第3項は、市民がまちづくりに参画できることを規定した上で、敢えて子どもも年齢に応じて参画できることを規定したものであり、加えて第5項には、将来を担う子どもにも配慮し、『子供が健やかに育つ環境を求めることができる』ことを最終項に規定したものです。なお、第3項『まちづくりへの参画』と第4項『情報共有』の順は、第4条基本原則の規定順に沿ったものとしています。」ということで、条例案のとおりですということでまとめています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。この点につきましてご意見がございましたらいただきたいと思いますが。特になければ、これは市民部会さんの専門的な分野になりますのでよろしいですか。(「はい。」の声あり)</p> <p>それでは、このとおりに回答させていただきます。</p> <p>続きまして10番にまいります。「第3項の『年齢に応じた』を『その立場に応じた』に文言を変えたらどうか。子どもの参画条件は年齢ではなく、立場(持ちうる能力等)に応じて積極的に参画できるようにするべき。」という問いかけに対しまして、市民部会長さんよろしく申し上げます。</p>
<p>市民部会長</p>	<p>「この条項は、前段に規定する全ての市民がまちづくりに参画することができる」とされているものの中から、特に選挙権を有しない子どもについても、それぞれの年齢に応じた参画ができることを抜き出しているものであり、等しくまちづくりに参画してもらいたいという意識を込めたもので、より制限的でない表現かつ一般的な言葉として『年齢に応じた』としたところです。」というふうに回答したいと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。この点はいかがでしょうか。これも専門的な問題でございますが。特にご異論がなければこのとおりということにさせていただきます。よろしいでしょうか。(「はい。」の声あり)</p> <p>はい、ではそういうふうにさせていただきます。</p> <p>では11番にまいります。第7条「議会の基本的役割等」でございます。「第5項として『議会はあらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取に努め反映しなければならない』を追加。第25条第3項との関連があり『市長と議会は両輪として市民意見の聴取に努めるのが本来』とされているためこれを明文化する必要がある。」ということに対しまして、執行機関・議会部会ではこのように考えました。「今回、本条例の制定にあた</p>

	<p>つての方針として、議会に関する事項の詳細は議会基本条例に任せることとし、本条例では、その導入部分のみを規定するという前提で検討しております。提案をいただいた第5項とすべき事項の趣旨は、既に制定済みの『大分市議会基本条例』において規定されており、今後の議会運営もそうした趣旨に則って行われるものと考えております。」ということで、我々の部会としては議会の基本条例を尊重しながら、その関係は全く同じものをこの基本条例で盛り込むものではないということで、最終的な結論としまして、ポイントをこの基本条例に規定するというので、更なる中身については議会基本条例によるという精神できていますので、こういった結論になる訳でございます。他都市について議会基本条例がないところとは前提条件が違うというところがございますが、いかがでございますか、よろしいですか。(「はい。」の声あり)</p> <p>はい、ありがとうございます。ではそういうふうにさせていただきます。</p> <p>次は、第15条「行政評価」、第1項中、『外部評価を可能な限り公開で』を『外部評価ならびに市民モニターによる評価を公開で』と改める。通常的外部評価と併せて、本条例の軸となる市民モニターによる評価を導入し、評価結果と改善の方向付けについて公開することが、市政の機動力強化につながる。」という訳でございます。この点につきまして、市政運営部会長さんお願いします。</p>
<p>市政運営部会長</p>	<p>資料を読ませていただきますけども、『市民モニター』については、本条の『市民の視点に立った外部評価』に、その趣旨は含まれており、『市民モニター』と敢えて限定することは、対象範囲を狭めることになると思います。また、『評価を公開で』については、行政評価の内容によっては個人情報を含めたような公開できない場合があることが想定されますので、『可能な限り』が適切であると考えています。」という内容になっています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、この項目も市政運営部会の専門的な部分ではありますが、いかがでしょうか。他部会の皆様方このような回答でよろしいでしょうか。(「はい。」の声あり)</p> <p>はい、それでは特にご異論はないようでございますので、このような回答ということで行かせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、13番『組織の横断的な調整』の後に『効率的で効果的な対応を』を挿入したらどうか。横断的な業務遂行体制となるチーム制(民間で導入して成功している体制)を導入していただきたい。その結果『効率的で効果的な対応』が可能になる。」というご提言でございますが、市政運営部会長さんよろしくお願いします。</p>
<p>市政運営部会長</p>	<p>まず、『効率的で効果的な対応』に関しては、この条の中でも『効率的な行政運営』と規定していますし、第8条第1項及び第9条第3項においても、そうした趣旨を規定しております。」第8条第1項は、「市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。」と</p>

	<p>なっていて、第9条第3項では「市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めなければならない。」というような条項がございます。こういったところでもこの趣旨が規定されております。「また、本市では平成13年度から『グループ制』を導入し、横断的な業務遂行体制の構築を図っております。」というような回答を作成いたしました。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。この点につきましていかがでございましょうか。既に同趣旨のものが条例案の中に入っていると、それとグループ制も既に実質的には導入されているということですね。よろしいでしょうか。(「はい。」の声あり)</p> <p>はい、それではこの部会の回答で行かせていただきたいと思います。最後になりました、14番の第31条関係、「社会崩壊を予感させる文面になっているので、『市民、議会及び市長等は[条例前文の内容と条例制定の趣旨に反しない限り、]多様な文化及び価値観を』と暴走を抑制するためにも追加した方が良い。」のではないかというご提言でございます。市政運営部会長さん、続けてお願いします。</p>
<p>市政運営部会長</p>	<p>「社会崩壊を予想させている文章」というのは、私どもとしてはそのようなつもりはない訳で、端的に「社会崩壊を意図する趣旨の条ではありません。」ということと、それから「条例前文の内容や条例制定の趣旨に反しないということは、この条に改めて規定するまでもない当然の前提であると考えています。」ので、わざわざ入れる必要はないのではないかという回答になっています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。この点いかがでございましょうか。特にご異論がなければ、この部会のお答えでよろしいですかね。</p> <p>はい、それでは部会のお答えどおりの回答ということで行かせていただきたいと思います。ありがとうございました。以上全部、委員会でお墨付きをいただいたところでございます。後は、詳細について調整をするということはほとんどゼロに近いところでご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。この後は手続に従いまして粛々とパブリックコメントの回答というものを市民の皆さんにお知らせさせていただきたいと思っています。ご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして今日の最も重要な議題、「(1)市民意見公募手続の意見に係る考え方について」のご審議をいただいた訳でございます。</p> <p>次は、「その他」に移らせていただきたいと思います。「その他」につきましては、是非今日の全体会で皆様方にこの内容についてお知らせをさせていただき、次のステップを踏みたいと思う訳でございます。</p> <p>司会としましては、この「その他」につきましては、我々が情報を共有するということで今日は止めたいと思っております。こういう問題提起がなされているんだということでもあります。その点の議論につきましては、さらに次回で突っ込んだ議論をさせていただけたらと思います。今日</p>

	<p>は、話を存分に聞かせていただくというところで止めたいと思っております。</p> <p>二つほどございまして、最初に横書きの方からまいりたいと思います。「(仮称)大分市まちづくり自治基本条例 人権・同和教育課意見」というものが出されております。これにつきまして事務局の方からご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ではただ今の資料につきまして事務局の方からご説明させていただきます。</p> <p>これは、人権・同和教育課から出された意見ですが、職員の意見につきましては、昨年の市民向けにパブリックコメントを行った際に、併せて職員にも意見募集を行いまして、報告5にその集約をさせていただいたところです。この意見は、締め切り後に教育委員会の人権・同和教育課から、「大分市の基本条例において『人権の尊重』という事柄について明確に記載がないのではないか」とのことで、対案の提出があったところでございます。</p> <p>担当課からの意見に対しまして、本条例案では、前文において「幸福な暮らしを次世代に確実に引き継いでいくことを誓い」、基本理念では「市民の幸せな暮らしの実現を目指す」、基本原則では「全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること」など、条例の根底には基本的人権の尊重の趣旨が流れていることの説明を行いましたが、やはり条例本文中に「人権の尊重」という明確な言葉があった方がより伝わりやすいのではないかと担当課の意見でございます。それで、お手元でございますような対案が出てきたということでございます。</p> <p>現在、この対案が基本理念、基本原則に対していただいたものですので、先の理念部会においては、既に検討を行っていただいているところですが、「人権尊重」という言葉の重さや、この条例を制定する本来の目的などを考えたときに、条例の根幹に係る理念や原則部分に入れることが本当に良いのかどうか、また、他の個別の条文の中に一つ項目を新たに設けることが良いのかどうかも含めて、事務局でも検討を重ねているところでございます。</p> <p>本日は、こういった追加の意見があるというご報告をさせていただきまして、今後は、各部会若しくは全体会で議論をしていただければと考えております。以上でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、ありがとうございます。具体的には、素案に対して提示案が出ているのですが、全体の中で例えば提示案というものとおりに、この素案を修正したときに、全体のイメージとしてどうなるだろうかというようなことの検証もしなければいけません。また、素案としてのスタイルを一応作ってみた訳でございますので、一部だけを修正すればそれで済むのかということ、そういう問題でもなさそうです。そういうことも考えながら、なおかつ人権というものは当然において、我々が生きる上で絶対に尊重されなければならないものでございまして、基本的人権なくしては我々の平</p>
	<p>委員長</p>

和な生活はできませんので、最大尊重申し上げなければいけない訳ですけど、そういうところを総合的にじっくりと検討してみる必要はあるだろうと思われま。そういう意味で、できるだけ早い段階で問題提起をさせていただきましたので、これからこういう点も一つの新しい大きな問題として取り上げていければと思います。例えば既に人権という言葉は使っていないけど、これはもうまさに人権を尊重する表現だということもあるかもしれないし、そういうところも検証していかなければいけないかなと思っております。

第一線でご活躍されている担当課のご意見でございますので、可能な限りご意見は尊重申し上げて、本当に慎重審議をさせていただければと思っている次第でございます。

今日は、そういうご意見が担当課から出されたということのご紹介に止めたいと思います。今後、審議を深めて行きたいと思います。

特に、理念部会さんにおかれましては、これから部会レベルで議論のスタートということのお願いをすることになるかと思っております。

今の点で何か、具体的な審議は別にして、手続き的に何かご意見がございましたら...まず、担当課からの問題提起を我々は取り上げていくということについてご異論はございませんでしょうか。特になければ、取り上げて行きたいと思います。このとおりになるかならないかということは全く別問題でございます。例えばということのご提示があったというふうに私は理解しております。我々が徹底的に議論した上で結論を出せばよろしいかと思っております。今日は、ご紹介程度ということでございますが、特にご異論がなければ次にまいらせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

次はですね、委員さんの方からですね、常々ご発言をいただいております、「基本条例は理念型で行くのか、総合型で行くのか」といったところの議論がなされていないということで、その点は欠くべからざる議論ではないのかというようなご発言をいただいております。今日は、委員さんの方から、A4のペーパーをいただいております。一度じっくりと委員さんの方からお話を聞かせていただく時間を作るべきと考えておりましたので、今日はそのことを実現したいと思っている次第でございます。委員さんご説明をよろしく申し上げます。

委員

貴重な時間をいただいております。ありがとうございます。

今後の議論の糧にさせていただければということで、ワンペーパーにまとめてみました。

条例がなぜ必要かということについては、これまでも様々に議論を重ねてきまして、方向については確認をしております。ただ、条例の目指す方向についてということになると、若干まだ議論不足かなと思っております。条文の部分の各論については、かなり議論が進んでいるのですが、総論についての議論はもう少し踏み込んだ議論をしておく必要があるのではないかなということで、考え方をまとめているところでございます。

「条例の目指す方向」ということで、ここに書いてありますように、い

ろんな考え方があるかと思うのですが、私なりに四つの視点でまとめております。

一つは、「住民自治（地域民主主義・自治体デモクラシー）の深化」ということで、市民が主権者であるということ考えた中で、こういう定義をしていく必要があるのではないかとということであります。

なかなか言葉で言うのは難しいものですが、既に全国各地でいろんな条例ができています。その条例を基にこういう研究をしていったらどうだろうか、これが総合型条例になっていくのではないかとという考え方で一応整理しております。網掛けをした「情報公開条例」、「個人情報保護条例」は既にできているということであります。網掛けでないところは大分市にはまだできていませんが、全国的にはいろんなところでできている条例ということを考えていただければ良いのではないかと考えております。

最初に、「住民参加条例」ですが、これもこれまでに議論してまいりました。主権在市民、住民は行政の客体以前に自治の主体であるということでありまして、このことについても、もう少し掘り下げた議論が必要かなと思っています。それから「パブリックコメント手続条例」で意見の反映を保障するということでもあります。そして「住民投票条例」は、これも十分議論を重ねておりますが、常設型がどうなのかという話もありますし、その時々の部分でどうかという話もあります。基本はやはり常設型が基本であるのではないかと、ただ、乱用という問題が出てきますから、ここは慎重な議論が必要であると思っています。事が起こって「さあどうするか」としていくには、少し時間がかかりすぎるということもあって、常に市民からそういう請求があれば即応体制ができるという形に持っていくということは必要ではないかなということでもあります。それから「オンブズ条例」については、組織や事業の仕組み、市民の立場に立った指導監査、監督ができるようなものにしていく必要があるのではないかなと思います。ただ、例えば予算の収入支出という一つの考え方だけではなくて、そのことが本当に住民の立場に立ったものになっているのか、そういったものの指導的な監査も必要ではないかなと思っています。それから「是正請求手続条例」ですが、双方向のまちづくりにとっては非常に重要なことではないかなと思っています。それから「情報公開条例」と「個人情報保護条例」は既にありますが、例えば「情報公開条例」についても、現在の条例の形で情報公開をしておりますが、本当に市民の皆さんが必要なときに必要な情報が得られるかどうか、なかなか難しい部分があります。ですから、見直すということではなくて、本当に今の条例が市民のためになっているかどうかということも検討する必要はあるのではないかなと思います。「個人情報保護条例」も同じような立場で、市民の立場に立った条例になっているのかどうかということも、もう少し専門的に議論する必要があるのではないかなと思います。

少し誤解があると悪いのですが、この（自治基本条例検討委員会の）中でこれを議論してくださいということではないんです。こういうことを視野に入れながら、私たちは自治基本条例を制定しなければならないということでもありますので、この検討委員会の中でこのことを侃々諤々議論して

くださいということではありませんので、この方向がこういうことではないでしょうかと、この総論についての議論はできれば必要かなということでもあります。

それから二つ目の柱に、「個性あるまちづくりの創造」ということでもあります。これは条例がありませんから、私なりに括弧書きをしてですね、最初に「地域まちづくり条例」ということで、これはありませんのでこういうふうなものかどうか、適切かどうか分かりませんが、地域内分権の実行ということで、今私どもも自治基本条例の中で「都市内分権」という議論をしています。だけでも行く行くは地域のまちづくりに対する条例があっても良いのではないかなという考え方に立っております。それから、「産業振興条例」ということで、これも適切かどうか分かりませんが、産業の活性化と労働人口の定着化ということでこういった条例も必要ではないかなと思います。次に「文化振興条例」ですが、文化・スポーツを生かしたまちづくりをするために、こういった条例も必要ではないかなということを書いております。それから「子ども条例」は網掛けをしておりますがまだありません。ありませんが、3月議会で議員提案という形で議会の方から「子ども条例」を提案する予定にしております。家庭と地域で育む力を養うということで、こういうこともまちづくりの一つのきっかけになるのではないかなということでもあります。既に「環境美化条例」や「ポイ捨て条例」というのはあります。こういったものも総合的に組み込んでいくという考え方に立てば良いのではないかなということでもあります。

次に三つ目ですけど、「分権改革の更なる展開」として、画一的な地方自治制度の呪縛からの脱却、必置規制の緩和ということで、既に全国的にもいろんな条例がありますので、こういうふうに書いています。一つは「財政健全化条例」ということで、特にこれから一括交付金ということになってくると思いますので、この使い方が、市長が予算権を持っているものですから、市長のさじ加減一つで全て予算が決まっていくということはありません。ただ、議会は当然審議して議決を要するということになるのですが、そのときに本当にそれで良いのかどうなのかというところまで議論していく必要があるのだらうと思っています。それから起債のあり方と制限という問題もあります。それから財政健全化対策というこれも当然必要だらうと思っています。ですからこういったものも組み込んだ上で「財政健全化条例」というのがこれからは必要かなと思っています。次に「行政手続条例」ですが、これは公正の確保と透明性の向上という立場からこれも必要ではないかなと思っています。それから「公契約条例」は品質、労働の安定化ということだらうと思っています。特に今、時代の流れの中で指定管理者制度とかいろんなことが言われていますが、大分市もそういうことで率先して取り組んでいるようでもありますけども、本当にこのことが自治体の守備範囲の中で品質を含めた安全性とか労働者が安定的に働けるのかどうなのかという問題も、一応、市が指定管理をする訳ですから、そこまでは踏み込んでいく必要があるのではないかとということで、公契約ということも必要ではないかと考えています。それから「政策評価条例」と「公益通報条例」は読んでのとおりでございます。こういったことも必要ではないかな

と思っています。

それから、四つ目ですが「議会改革と活性化」ということで、「議会基本条例」は二元代表制の定着化ということで、議会としてこの条例を作った訳です。だけど、前段から話しましたように、自治基本条例ということですから、当然代表権は市長と議会にあります。それに市民という部分が入ってこないという意味がないということで、この三つが兼ね備わって自治基本条例という形になるということですから、議会としても自治基本条例の必要性をこれまでも訴えてきて、積極的に携わってきたということでもあります。そういう立場から、議会基本条例を作った訳でありますけども、なかなか理念条例と実際の実行する部分とが今混在しております。行く行くはこの議会基本条例も見直しをする時期が来るだろうと思っています。完全なる議会の最高規範としての条例として理念を明確化することと、もう一つは理念だけではなくて、実際議会が活動するためのものを目指すということであれば「議会活動条例」というのが必要ではないかということになってくると思います。こういったことは、現段階では全国的には全くないんですが、いずれ議会の活性化の中でこういうことが必要とされるだろうと、いわゆる二元代表機関としての議会の立場が必要になってくるのではないかなということを書いております。

そこで最終的にまとめたものがそこにあります。

「このまちに暮らす人々みずからが制定した自主憲法にするために、一人でも多くの市民がその制定過程に積極的に参加し、市民と行政がこれまでに営々と積み上げてきた自治の実績を着実に踏まえつつ、大分市の自治を誇らしく謳いあげるような条例を目指す。」ということが必要ではないかなと思います。

それから、裏面にもですね、これも私なりの考え方で書かせていただいておりますが、前からも少し話をさせていただいております「前文について」と「都市内分権について」書いております。

「前文について」を読み上げますが、「大分市の歴史、文化、産業、自然等について前文で触れ、それらを守り継承していく旨の規定をするべきではないと考える。なぜならば、本条例は、住民自治の確立のために市民から信託を受けた市政運営や議会運営等について必要な原則、制度について定めるものであるため、それらの規定や言い回しはしない方が良い。」という私なりの考え方をそこに書かせていただきました。

「都市内分権について」ですが、これもかなり部会でも議論をしてまいりました。若干抽象的な部分も多いと思うのですが、少しまとめてみましたので読みます。

「現代社会のなかで、地域が作り出している環境を見てみると、市民の地域への帰属意識の希薄化が進み、地域での活動が困難になることが予想される。また、住民ニーズの多様化から、地方自治体はその全てに的確に答えることが難しくなっており、公共サービスの全てを行政が担うという従来からの認識の転換が求められている。このため、地域においても行政においても、従来からの仕組みを転換すべき時期を迎えつつあると言える。

その一方で、地域における防犯への取り組みや清掃活動など、既存の住民自治組織の枠組みを超えて地域課題に取り組む動きも出てきており、個々の意欲と能力を生かしたNPOやボランティア団体の活動も徐々に成長してきている。これらの活動が活発になることによって、それぞれの地域での住民ニーズにマッチした公共サービスが、迅速かつ適切に提供されることが期待できる。

また、地域における公共サービスは、市民または行政のどちらかが一方的に担うものではなく、市民と行政において適切に役割を分担するべきであり、市民の公益的活動に対して、行政は積極的に支援すべきであると考えます。

地域の課題を迅速かつ効果的に解決していくためには、既存の枠組みを超えた新たな住民自治組織を設置し、その活動を行政が積極的に支援していくシステムを構築することが必要である。

市民は、単に行政サービスの受益者という立場だけでなく、住民自治の基本理念のもと、自らの果たすべき役割を再認識し、自治の担い手として行政や地域のまちづくりに積極的に参画していく時期にきている。」ということを書かせていただいております。

要は、既存組織の中だけでは限界がきているということを書いております。ですから、本当に都市内分権をするのであれば、新たな組織作りが必要ではないかということでもあります。今、言われている支所とかに権限や財源を移譲するという考え方もあるかもしれませんが、ただ、中身が備わらないと権限や財源を移譲しても意味がないということでもありますから、当然私たちが目指す方向というのはそういった組織作りの中で、権限や財源をどうするかという議論があって然るべきということで、最初から権限や財源を移譲するというところだけの議論には、少し問題があるのかなということも、敢えてここで自分なりに考えをまとめさせていただいたということでもあります。貴重な時間ありがとうございました。

委員長

大変幅広い貴重なご意見をご紹介いただきまして誠にありがとうございました。今日は委員さんのご提言をベースにして、さらに議論を深めていくというやり方もあるのですが、今日は話を聞かせていただいたということで、今後の議論の中で今日のご提言を生かして行きたいと思う次第でございます。

そこで、今後の段取りでございます。今日が2月の全体会でございます。次回3月、さらに次々回は4月ということで、委員長としては月に1回は全体会を開かせていただきたいと思っております。しかし、この3月、4月はそれだけでなく忙しい年度末、年度初めでございます。それに加えて今年は統一地方選挙が行われることになっております。委員の皆様方のお立場として、いろいろなご関係もございまして、大変お忙しいことになるとは思いますが、その中で空いた日をなんとか見つけ出して、月一で全体会を開催できたらと思っております。

そこで、事務局の方に、少し先の話になってしまうのですが、3月、4月のスケジュール調整を委員の皆様方にお知らせをさせていただいて、あら

かたこの辺が一番良いかなというようなところで、全体会を催させていた
だこうかなと思っているところでございます。そうしませんと、忙しい、
忙しいでは、気が付いてみたら5月の連休が終わってからとなりますと、
もう5月の中旬以降となって、完全に空白の時間が2ヶ月くらい出てしま
いますので、私個人としましては、肅々この議論を進めてまいりたいと
思いますので、是非ご協力を賜ればと思う次第でございます。

そこで、段取り作りでございますが、今日お手元に用意させていただき
ました資料の2、3、5でございますが、これにつきまして委員の皆様方
はご自宅でお目通しをお願いしたいのですが、そのポイントを少し事務
局の方からご説明いただけますでしょうか。これをずっと説明いたしま
すと1時間以上かかりますので、ポイントをご説明賜りたいと思いま
すが、いかがでしょうか。

事務局

はい、それでは報告2の方から、ポイントということですので本当に掻
い摘んで説明させていただきます。

基本的には、この報告2は意見交換会の会場でいただいたご意見に基づ
いておりますので、会場で対応したものもでございます。対応できていない
部分もでございますので、そういったものを各部会に割り振って、先月、各
部会でご検討いただいております。その中で、赤字とか青字で色付けした
部分は、特に議論をしていただいた部分です。

まず、名称の部分は先ほどの報告4で模範解答的なものがございました
ので、考え方は同じということによろしいかと思えます。

「自治」の定義という部分につきましては、簡単に言いますと、「自治」
という言葉は、広い概念を持つということですので、定義をすることは難
しいのではなからうかなと、その場面ごとによって逐条解説等において説
明することでいけるのではなからうかというような、各部会の議論であっ
たと思っております。

その下の第2条、第3条の関係で、「『幸せな暮らし』の定義がされてい
ない」という部分につきましては、理念部会さんの方でご検討いただきま
して、こういった言葉については、市民それぞれが持つイメージが異なる
ので、定義するべきではないのではないかという結論になっております。

次のページにまいりまして、中ほどの赤字の部分でございます。ここは、
自治会の位置付けとコミュニティとの関係の部分の質問なのですが、当然
自治会は地域コミュニティの代表例であるということで、その中に位置付
けられているのではなからうかという意見であったと思えます。「コミュ
ニティ」の言葉の定義につきましても、「自治」と同様に逐条解説等で説
明すれば良いのではないかというご意見をいただいております。

次のページにまいりまして、中段の青字の部分で、第7条議会の関係の
部分ですが、「議会のみ『議会の基本的役割等』という見出しになってい
る」ということで、他の部分は「基本的役割と責務」という見出しになっ
ているのですが、議会のところだけは「基本的役割等」という形になっ
ているので、「責務が表に出ていない」というご意見をいただいております
た。条例の中には、責務に該当する部分も謳われておりまして、これは、

執行機関・議会部会で議論されたのですが、「議会において一度確認をしよう」という結論だったというふうに思っております。タイトルに「責務」という言葉を入れるかどうか、この辺については、議会にお預けをさせていただいているという状況と認識しております。

「二元代表制」の言葉の意味につきましても、逐条解説等で補足的に説明しますという形になっております。

後は、「市民自治」と「自治」についても、そこに書いてあるとおりですけれども、「市民自らが治める」ことに特化させる意味合いで、敢えてそういう記載をしているということで議論されております。

次のページの第25条「『パブリックコメント』は、日本語にしてもらいたい」という意見でしたが、これは一般に浸透してきている言葉と考えていますので、ご理解いただきたいという回答にしております。

第27条の「審議会、懇話会等」、第28条の「都市内分権」、さらには第31条の「多様な文化の尊重等」についてご意見をいただいておりますが、まず、第27条につきましては、市民参加・まちづくり部会で議論されておりますが、必要に応じてそれぞれの規程を改定したいという回答をしております。「『都市内分権』の意味が分かりづらい」という意見に対しましては、提言を踏まえて逐条解説等において、説明していくということでございます。「多様な文化の尊重等」につきましては、本条文中の「受け入れられるよう努めるものとする」という言葉や、前文の中にその趣旨は含まれていると考えているということでございます。

大まかには報告2については、そういった流れになっております。

報告3につきましては、これは、会場の中でアンケートとしていただいた部分でございます。ほとんどダブった意見が多くございますので、こちらの方は、特にこれから議論を必要とする内容というのではないかもしれませんが、9番の「議会」の部分は先ほどの報告2にもございましたように、議会にて検討予定ということになっております。

それと、14番目の第19条の「権利保護及び苦情対応」という項目がありますが、「『苦情』という言葉が嫌いだということで、『意見・要望』で十分ではないでしょうか」という意見に対しまして、今後検討してまいりたいということにしております。報告3の大まかな説明は以上でございます。

報告5にまいります。こちらは職員の方から出てきた質問、意見でございます。最初の三つは「定義」についてですが、「住民」の定義、「職員」の定義、「最高規範」の定義が必要ではないかということなのですが、「住民」の定義につきましては、理念部会さんと市民部会さんの方で議論をいただきまして、市民部会では該当する条項の逐条解説等で説明できるようにするという事になっております。「住民」という言葉を使っているのは、第7条の議会のところと、第26条の住民投票のところ「住民」という言葉が出てきますけれども、場所ごとに「住民」というのはこうですよと、逐条解説等で説明すれば良いのではなかろうかと、敢えて条文上で定義する必要はないという結論をいただいております。「職員」については「大分市の職員」を指すというふうに解釈されるのではなかろうかと、敢

えて定義を置く必要性は低いとしております。「最高規範」につきましても、大分市の条例の最高規範と大分市が定めるものであって、定義付けまでは要らないと考えているということでございます。

第7条の議会の部分で、「本市の意思決定機関であることをことさら明文化する必要があるのか」ということですが、これは、既に制定済みであります「議会基本条例」の前文において謳われている表現を使っていること、議会が有する重要な役割の一つでもあることから規定すべき事項と考えていますということです。

第10条の「職員の責務」では、「『全体の奉仕者として』と記載しているが、市民が負う応分の負担以外の部分で、市民の個人的な権利主張までが市職員の責務であると誤解されないような文言に修正願いたい。」という意見ですが、これは憲法や地方公務員法にもある表現でして、その趣旨としては、「その奉仕の内容が住民全体の利益を増進することにあたること」、「一部の奉仕者となることを否定すること」、「公務員が政治的に中立であること」等の意味合いであって、個々人のすべての権利主張を受け入れるべきことを定めるものではありませんという回答にしております。ある意味ここは確認の意味で職員の責務としては重要なことであろうということで、敢えて謳われているというふうに捉えているということであり

ます。

すごく簡単ではございますが、他にも部会の方で議論をいただいておりますけども、大まかにはこういった内容でございました。以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。今日は、全面的にチェックしていくということは、時間的に無理だということで、概略的なご説明をいただいた訳でございますが、願わくば委員の皆様方、ご家庭でこの部分についてお目通しいただければ幸いです。

今後の予定でございますが、月一で全体会を開かせていただいて、段々と論点を明確にしていって整理して、論点を一つひとつ議論して潰していくと言いますか、そのハードルを越えていくという作業にできるだけ早く入っていただけると幸いです。例えば今日の委員さんからお示しいただいているペーパーの表面で、基本条例が憲法だとするとその下に位置する条例の中で、今、全国の町村でも取りざたされている住民投票というものが問題になってきておりまして、大分県でも全く例外ではなくて、佐伯市の方で住民投票条例を作ってくれないかという市民の申し入れがあって、最終的には議会で否定されたという報道がございましたけれど、それが一般的な住民投票条例ができあがるとですね、随分話が変わってくるということで、下手をするとそれは乱用される可能性もあるという恐れもあるとか、いろんな問題が出てくる訳ですけど、今回の素案の中には住民投票条例の部分も入っている訳ですね、さらには都市内分権の話も出てきている訳ですよ。少し戻りますと、住民投票条例のさらに細部の条例を作るときにどうするかと、投票権者は誰だといったときに、年齢的には18歳以上とか、さらには在日外国人を入れるかとか、非常に具体的な問題が出て

くるかと思うのですが、それは素案の中の住民投票条例には入らないとしても、その下部に位置する住民投票条例にはこれを規定しておかないとえらいことになるということも睨みながら、そういう問題に発展していくということを考えながら議論していくということが今後十分予想される訳です。そういうことも踏まえて議論していかないといけないと、委員のおっしゃるご趣旨はその辺にあるのではないかなと思うんですね。下部に位置する条例の中身も考えて憲法的な条例を考えていかないといけないのではないかなというご提言だと思うのですが、そういうところも考えていかなければいけないと、私は個人的に思うのですが、そうなりますと論点を整理して、一つずつ総ざらいして議論していかないといけないとなると、それなりの時間がかかるということですから、今後ともあんまりのんびりできなくて、間延びして疲れはてるというようなことにならないように、メリハリをつけて議論いただければと思う次第でございます。そういう意味で、一番忙しいときにどうして会議を開くのかということですけど、敢えて3月、4月にはどこかで時間を見つけて、させていただきたいというのが私の想いです。どうぞご協力をいただいて、一番忙しいときですけど、月一の全体会にご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、今からが本当のエッセンスの議論に段々と入っていきますので、よろしくお願ひします。

最後になりますけど、日程調整に入らせていただきたいと思ひますのでご協力よろしくお願ひ申し上げます。

事務局の方何かございますか。

事務局

特にありません。

委員長

なければ、今日のスケジュールはこれで一応終了ということで、終わらせていただきたいと思ひます。ご協力ありがとうございました。